

平成22年11月12日

薬物の乱用防止対策に関する行政評価・監視 －需要根絶に向けた対策を中心として－ 〈勧告に対する各府省の改善措置状況〉のポイント

【ポイント】

- 総務省は、昨今の薬物乱用の状況を踏まえ、「薬物の乱用防止対策に関する行政評価・監視」を実施し、再乱用防止対策や事前防止対策など薬物の需要根絶に向けた対策の実施状況を調査し、平成22年3月26日に、内閣府、国家公安委員会（警察庁）、法務省、文部科学省、厚生労働省に対し、①初犯の薬物事犯者に対する再乱用防止対策の推進、②刑事施設における薬物依存離脱指導の徹底、③矯正施設及び保護観察所の連携の強化、④薬物依存症者、その家族等に対する支援の推進、⑤学校における事前防止対策の推進、⑥国及び都道府県における薬物乱用対策の推進などを勧告
この勧告に対し各府省がどのような改善措置を講じたか、その結果を公表するもの
- 主な改善措置状況
「薬物乱用防止戦略加速化プラン」(平成22年7月23日薬物乱用対策推進会議決定)において、本勧告において指摘した事項については、全面的に盛り込まれた。
 - 1 再乱用防止対策の推進
未決拘禁の段階からの再乱用防止対策について、関係府省庁の連携の強化、薬物乱用防止に関する資料の貸与等再乱用防止に関する効果的な援助の在り方について検討 等
 - 2 学校における事前防止対策の推進
全国の大学等における先進的、効果的な取組事例の収集、大学等への情報提供などによる薬物乱用防止に係る啓発・指導の充実 等
 - 3 国及び都道府県における薬物乱用対策の推進
薬物乱用対策推進会議のホームページの拡充 等

1 再乱用防止対策の推進

(1) 初犯の薬物事犯者に対する再乱用防止対策の推進

調査結果及び勧告

- 刑事施設及び留置施設では、未決拘禁者に対して薬物再乱用防止につながる援助はほぼ未実施
- 都道府県や民間団体においては、未決拘禁者に対して薬物再乱用防止につながる取組を実施している例あり
 - ・ 警察と連携し、留置施設に勾留中の初犯の薬物事犯容疑の未決拘禁者に対し、リハビリ施設が行う薬物依存回復プログラムに関する情報を提供し、希望者に、出所後プログラムを受講させている例（1県）
 - ・ 弁護士と連携し、拘置所に勾留されている薬物事犯容疑の未決拘禁者に対し、リハビリ施設についての情報提供を行っている例（1団体）

勧告事項

- 刑事施設又は留置施設に勾留されている薬物事犯容疑の未決拘禁者に対する各種資料の配布・貸与など希望を前提とした援助の実施、初犯の薬物事犯者に対する都道府県や民間団体の再乱用防止対策の実施状況を参考にした取組の実施などについて、未決拘禁の段階から関係府省が連携することも含め、検討を行うこと。（国家公安委員会（警察庁）、法務省、厚生労働省）
- 厚生労働省は、関係府省、地方公共団体及び民間団体による薬物事犯者に対する再乱用を防止させるための取組に対し、必要な資料を提供するなど、積極的に協力すること。

改善措置状況

平成22年内のできるだけ早い時期に、再乱用防止用のパンフレットの作成、未決拘禁者への配布、都道府県警察の留置施設に備付け予定（国家公安委員会（警察庁））

平成22年度中に、薬物事犯容疑の未決拘禁者に対して、希望者への資料の貸与、関係書籍の整備等の改善措置を講じるよう刑事施設の長等に指示（法務省）

平成22年5月、内閣府、警察庁、法務省及び厚生労働省の担当者による未決拘禁者・初犯の薬物事犯者に対する再乱用防止対策に係る関係府省庁の連携に関する意見交換を実施（厚生労働省）

厚生労働省作成の「ご家族の薬物問題でお困りの方へ」（家族読本）を、関係省庁（法務省及び警察庁）に対して提供
また、平成22年12月までに記載内容を更新した家族読本を作成し、地方公共団体及び民間団体に対し提供予定（厚生労働省）

1 再乱用防止対策の推進

(2) 刑事施設における薬物依存離脱指導の徹底

調査結果及び勧告

- 調査した13刑事施設における平成20年に出所したR1指定者の薬物依存離脱指導の実施率は51.0%（1,440人中734人）
- 上記のうち、A指標施設7施設では、薬物依存離脱指導の実施率が74.2%（372人中276人）
 - ・ A指標受刑者は、薬物乱用の早期段階にある者が多く、改善更生の可能性が期待できるが、25.8%（96人）が薬物依存離脱指導を受けないまま出所
- 上記A指標施設7施設では、平成20年の出所者のうち、仮釈放者の割合は92.5%（372人中344人）
- A指標受刑者が薬物依存離脱指導を受けないまま仮釈放された場合、保護観察所において再乱用防止に関する指導を原則として受ける仕組みとはなっていない。
- B指標施設4施設では、薬物依存離脱指導の実施率が32.0%（894人中286人）
 - ・ 年間実施クール数の増加などにより、実施率の向上を図る余地のある例あり

勧告事項

- R1指定者のうちA指標受刑者については、原則として、薬物依存離脱指導を全員に対して実施すること。
なお、仮釈放により薬物依存離脱指導の実施が困難となったA指標受刑者については、刑事施設から保護観察所に対し、当該受刑者の薬物依存離脱指導の未実施について通知するなどして、原則として、少なくともいずれかの機関において薬物の再乱用防止に関する指導の実施を確保できるようにすること。（法務省）
- R1指定者のうちB指標受刑者についても、薬物依存離脱指導の実施方法を見直すなどにより、可能な限り、指導の実施率の向上に努めること。（法務省）

改善措置状況

- ・ 平成22年度中に、薬物依存離脱指導の年間実施クール数の増加等の改善措置を講じるよう刑事施設の長等に指示（法務省）
- ・ 矯正研修所において開催された専門研修課程改善指導科第11回（改善指導プログラム指導職員（専門コース）研修の「情報交換会」の演習において、A指標及びB指標別に受講率を向上させるための具体的方策等について検討を実施（法務省）
- ・ 矯正局と保護局の担当者において「薬物事犯者の処遇における矯正施設及び保護観察所の連携の強化に係る打合せ会」を開催し、薬物依存離脱指導に係る刑事施設と更生保護官署における情報共有の方法等についての検討を実施（法務省）

1 再乱用防止対策の推進

(3) 矯正施設及び保護観察所の連携の強化

調査結果及び勧告

- 矯正施設と保護観察所間相互において、十分に情報が共有されているとは言い難い状況
 - ・ 施設収容中の処遇結果に関する情報は、少年院から保護観察所に提供されるが、刑事施設からは未提供
 - ・ 保護観察終結時における就業、家庭、交友に関する状況等の情報は、保護観察所から少年院には提供されるが、刑事施設には未提供
- 調査した8保護観察所の仮釈放された覚せい剤事犯者のうち、保護観察期間が6か月未満の者は74.8%（平成20年6月から21年3月の588人中440人）
⇒ 刑事施設及び保護観察所のいずれの機関においても再乱用防止に関する指導を受けない者が発生
- 上記8保護観察所の仮釈放された薬物事犯者のうち、覚せい剤事犯者以外の者は7.5%（平成20年844人中63人）

勧告事項

- 矯正担当部局と更生保護担当部局との協議により、刑事施設における処遇結果等共有すべき情報内容について検討・整理し、情報提供の仕組みを見直すこと。なお、個人情報に厳重なセキュリティを施した上での電子媒体による情報交換など事務省力化の方策についても、併せて、検討すること。（法務省）
- 仮釈放されるA指標受刑者のうち刑事施設において薬物依存離脱指導を受けることができなかった者について、覚せい剤事犯者処遇プログラムの内容、受講基準等を見直すことなどにより、保護観察所において薬物の再乱用防止に関する指導を受けることができるようにすること。（法務省）

改善措置状況

- ・ 矯正局と保護局の担当者において協議を重ね、共有すべき情報内容について整理した上で、平成22年度中に新たな情報連携の仕組みを構築予定（法務省）
- ・ 電子媒体による情報交換を行うため、電算システム間の連携体制の構築及び改修を平成22年度から2か年計画で行い、平成24年度から稼働開始予定（法務省）
- ・ 平成22年度中に予定している新たな情報連携の仕組みの構築後、覚せい剤事犯者処遇プログラムの受講を特別遵守事項により義務付けられていない薬物依存離脱指導未受講者に対し、薬物乱用防止のための視聴覚教材等を活用した処遇の充実を図る予定（法務省）
- ・ 受講基準、プログラムの内容等の見直しについては、平成23年度に、薬物事犯者全般を対象とする専門的処遇プログラムの開発を予定しており、そのための専門家を交えた研究会の開催経費を平成23年度概算要求において計上（法務省）

1 再乱用防止対策の推進

(4) 薬物依存症者、その家族等に対する支援の推進

調査結果及び勧告

- 治療に至っていない薬物依存症者が多数見込まれているが、治療法は未確立
- 治療を行う体制は不十分
 - ・ 一部の医療機関、精神保健福祉センター等では、国立精神・神経センターが開発した治療プログラムを試行しているが、治療を行う医療機関や自助活動がない都道府県等あり
- 精神保健福祉センターにおいて、家族教室を開催していないところや個別相談指導が活用されていないことがうかがわれるところがあるが、厚生労働省は情報提供などの支援は行っていない。

勧告事項

- 薬物依存症の治療が推進されるよう、次の措置を講ずること。(厚生労働省)
 - i) 薬物依存症の治療について、治療プログラムの確立を図ること。
 - ii) 都道府県及び政令指定都市の役割を明確化し、医療機関や精神保健福祉センターを活用するなどにより、治療・支援の体制の充実を図ること。
 - iii) 現在研究開発されている治療プログラムに関する情報について、都道府県及び政令指定都市と共有化を図ること。
- 精神保健福祉センターによる家族教室の開催を支援するため、都道府県及び政令指定都市に対し、家族教室の開催方法や関係機関との連携などの効果的事例についての情報提供を行うこと。
また、精神保健福祉センターの個別相談指導が活用されるよう、都道府県及び政令指定都市に対し、相談窓口の周知方法や関係機関との連携などの効果的事例についての情報提供を行うこと。(厚生労働省)

改善措置状況

- ・ 厚生労働科学研究において薬物依存症の治療プログラムの効果について検証を行い、その結果を踏まえて普及の方法等を検討予定。また、薬物乱用防止教育ツール(少年を対象)による介入効果の検証を実施中(厚生労働省)
- ・ 地域依存症対策推進モデル事業において、地域の実践例や精神保健福祉センター等の取組例を情報収集し、地域における支援体制の在り方と行政機関の役割について検討予定(厚生労働省)
- ・ 治療プログラム等の研究状況についてホームページに掲載する等により都道府県及び政令指定都市や医療関係者に対して情報を提供予定(厚生労働省)

全国6ブロックで開催する「薬物中毒対策連絡会議」(都道府県・政令指定都市職員、警察官、保護司、医療関係者等により構成)において、精神保健福祉センターにおける家族教室の開催や個別相談指導の活用に関する効果的事例の情報提供を実施(厚生労働省)

2 学校における事前防止対策の推進

調査結果及び勧告

- 全国の中学・高校における薬物乱用防止教室の実施率は低調
 - ・ 平成10年の第一次五か年戦略策定以降横ばいの状況が続いており、20年度においても、実施率はそれぞれ6割程度
- 調査した14都道府県の中学・高校における薬物乱用防止教室の実施率は、都道府県ごとに大きなばらつき
 - ・ 学校に対する効果的な取組を行い、実施率が高い都道府県あり
 - ・ 私立学校における実施率は全体的に低調
- 文部科学省による薬物乱用防止教室の実施率の向上のための支援は不十分
- 調査した61大学等（30大学、8短期大学、9高等専門学校及び14専修学校）における薬物乱用防止に関する取組は、学校ごとに大きなばらつき
 - ・ 全く取組を実施していない学校など取組が不十分な例あり
 - ・ 一方、他の学校の参考となる先進的な取組を行っている例あり
- 調査した大学等からは、薬物乱用防止に関する情報提供など支援の充実を求める意見あり
- 文部科学省による大学等に対する支援を一層推進する余地あり

勧告事項

- 都道府県等における薬物乱用防止教室の実施に係る指導・支援の実施状況、薬物乱用防止教室の実施率の向上につながっている効果的な取組事例、問題点等を踏まえ、都道府県等に対して、私立学校を含めた薬物乱用防止教室の実施の徹底を図るための具体的な対策を講ずること。（文部科学省）
- 大学等における薬物乱用防止に係る啓発・指導の実施状況を把握し、大学等に対して先進的な取組事例を提供するなど、薬物乱用防止に係る情報提供を充実させること。（文部科学省）

改善措置状況

- ・ 中学校及び高等学校における薬物乱用防止教育の充実強化について、「薬物乱用防止教室の開催について（依頼）」（平成22年3月30日付け21ス学健第35号）において、私立学校を含めたすべての中学校及び高等学校において年1回は「薬物乱用防止教室」を開催するよう周知を徹底（文部科学省）
- ・ 各都道府県教育委員会等の担当者が参加した健康教育行政担当者連絡協議会において、事例発表や薬物乱用防止教室の実施率の高い県の取組事例をまとめた資料の配付などを行うとともに、文部科学省のホームページにも掲載し、情報提供を実施（文部科学省）
- ・ 大学等に対し、薬物乱用防止の啓発パンフレット及びポスターを配付（文部科学省）
- ・ 大学等における薬物乱用防止に向けての情報提供については、独立行政法人日本学生支援機構を通じて薬物乱用防止に係る啓発・指導の実施状況を把握し、先進的な取組を取りまとめた事例集を作成し、各大学等に周知（文部科学省）

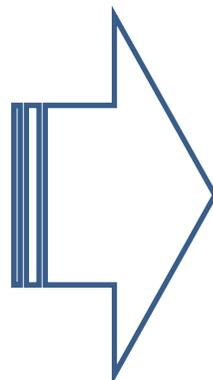
3 国及び都道府県における薬物乱用対策の推進

調査結果及び勧告

- 都道府県による先進的、効果的な取組がみられるが、政府による情報提供や支援は不十分
他の都道府県の参考となる先進的な取組の提供、共有化が必要
- 近年、薬物乱用のすそ野が広がっているとされ、薬物乱用対策に係る情報を共有し、情報の格差をなくすことが重要

勧告事項

- 内閣府は、関係府省の協力を得て、国、地方公共団体及び民間における薬物乱用対策が網羅されたホームページを整備することなどにより、薬物乱用対策についての総合的な情報の提供を図ること。(内閣府)
- 項目1及び項目2において指摘した事項も含め、第三次五か年戦略に盛り込まれていない事項について、早急に第三次五か年戦略に盛り込んで推進すること。(内閣府、国家公安委員会(警察庁)、法務省、文部科学省、厚生労働省)



改善措置状況

既存の薬物乱用対策推進会議のホームページにおいて、警察庁、文部科学省、厚生労働省の薬物乱用対策関連ページとのリンクを設定(内閣府)

第三次五か年戦略の強化を図る「薬物乱用防止戦略加速化プラン」(平成22年7月23日薬物乱用対策推進会議決定)に、薬物乱用対策推進会議のホームページの拡充等を盛り込み(内閣府)

「加速化プラン」に、関係府省と連携して薬物事犯者及びその家族等に対し薬物依存の理解を深めるための資料・教材の配布を行うなどの項目の盛り込み(国家公安委員会(警察庁))

「加速化プラン」に、①薬物事犯容疑の未決拘禁者に対する援助の在り方の検討、②薬物依存離脱指導について、刑事施設及び更生保護官署において共有すべき情報内容等の拡充の検討等を盛り込み(法務省)

「加速化プラン」に、薬物乱用防止教室の実施率の高い都道府県における効果的な取組事例の収集・情報提供等を盛り込み(文部科学省)

「加速化プラン」に、関係機関の連携強化による薬物依存・中毒者の支援及び薬物依存に対する理解を深めることによる再乱用防止の推進等を盛り込み(厚生労働省)

[本件連絡先]

総務省 行政評価局 規制改革等担当評価監視官室

評価監視官 : 安原 英樹

調査官 : 古澤 良章

上席評価監視調査官 : 楠本 薫貴

電話 (直通) 03-5253-5442

FAX 03-5253-5436

電子メール <https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-hyouka-form.html>

※ 調査結果等は、総務省ホームページに掲載しています。

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/hyouka_kansi_n/ketsuka.html